

求人者・求職者の皆様へ

興和ファシリティマネジメント株式会社
許可番号 23 - ユ - 302407

◇取扱職種の範囲等

・職種は 全職種 ・地域は 国内

◇手数料表に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）の通りです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000円 手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。
【職業紹介サービス】 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	《成功報酬》 ・期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50% ・期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約の期間(雇用契約が1年を超える場合は、最大1年間分)に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50% 手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。
【職業紹介の付加サービス1】 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	《成功報酬》 ・当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50% 手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。
【職業紹介の付加サービス2】 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	《着手金》 150,000円 《活動1日につき》 50,000円 《成功報酬》 ・当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50% 手数料負担者は、 <u>求人者</u> とします。
【職業紹介の付加サービス3】 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	《成功報酬》 ・職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50% 手数料負担者は、 <u>関係雇用主</u> とします。

- ・上記届出制手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。
- ・個々の職業紹介契約における手数料につきましては、上記の定め範囲内で、個々の契約ごとに定めていただきますので、契約書をご確認ください。
- ・求職者の方へ求職受付手数料につきましては、「芸能家」「家政婦(夫)」「配せん人」「調理師」「モデル」「マネキン」の職業に係る求職申し込みを受理した際には、1件につき710円(税込み)を限度として求職者から徴収します。但し、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

◇苦情の処理に関する事項

・求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先:職業紹介責任者 水野伸二 連絡先 052-265-8573

◇求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規定」は以下の通りです。

- (1) 個人情報を取り扱う事業所内の社員の範囲は、総務本部の社員とする。
個人情報取扱責任者は、取締役 小島 功とする。
- (2) 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の社員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- (3) 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- (4) 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 水野伸二 とする。

◇払戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|---------------------|---------|
| ・入社日以後1ヶ月以内の退職 | 手数料の80% |
| ・入社日以後1ヶ月より3ヶ月以内の退職 | 手数料の50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この払戻金制度は適用しません。また、払戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをすることがあります。